

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との扶 与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン・ハンゼミソット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハンゼミソット王国政府との交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2019.3.5 アマンで (同日)	日本側 柳秀直在ヨルダン大使 ヨルダン側 マーリー・カウナル計画・国際協力大臣 ヨルダン側 ムハンマド・イブンス計画・国際協力大臣兼経済担当大臣	2019.3.18 82号
ヨルダン	アカバ税関治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハンゼミソット王国政府との間の交換公文	アカバ税関治安対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,703,000千円 2023.9.30まで	2019.7.31 アマンで (同日)	日本側 柳秀直在ヨルダン大使 ヨルダン側 ムハンマド・イブンス計画・国際協力大臣兼経済担当大臣	2019.8.13 115号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。